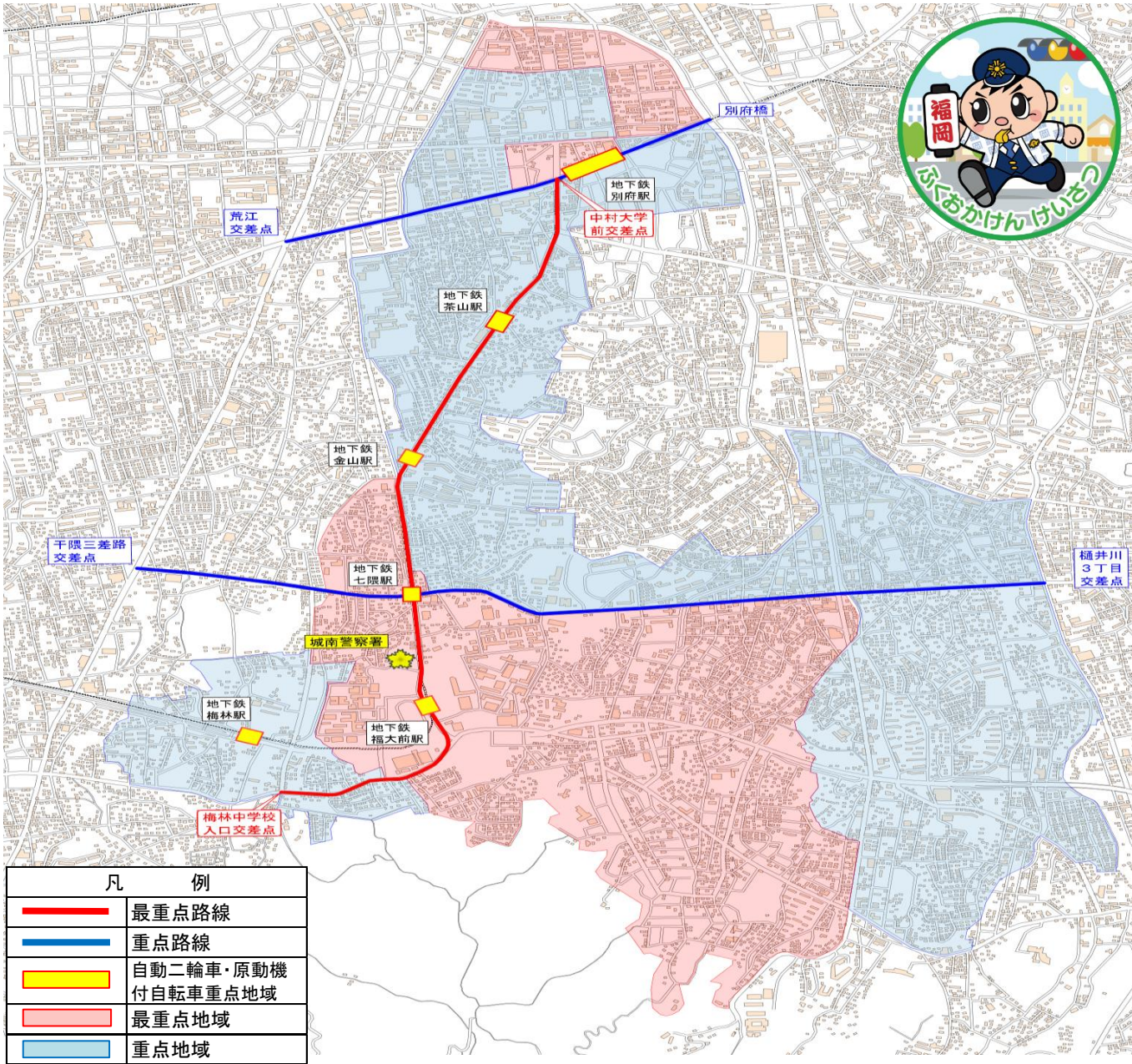


城南警察署 駐車監視員活動ガイドライン

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域を重点的に巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどを実施します。



凡 例	
—	最重点路線
—	重点路線
 	自動二輪車・原動機付自転車重点地域
 	最重点地域
 	重点地域

【 路 線 】

最 重点 路 線 《 区 間 》	重点時間帯
市道地行鳥飼七隈線(通称「城南学園通り」)及び主要地方道大野城二文線 《中村大学前交差点～梅林中学校入口交差点》	終 日
重 点 路 線 《 区 間 》	重点時間帯
国道202号(通称「別府橋通り」) 《別府橋～荒江交差点》	終 日
市道清水千隈線(通称「福大通り・大池通り」) 《千隈三差路交差点～樋井川3丁目交差点》	
自動二輪車・原動機付自転車重点地域	重点時間帯
地下鉄駅(別府駅、茶山駅、金山駅、七隈駅、福大前駅及び梅林駅)周辺のうち、「自転車放置禁止区域」に指定されている地域	終 日

【 地 域 】

最 重点 地 域	重点時間帯
鳥飼4、5丁目 別府3丁目 片江1～5丁目 七隈4、7、8丁目 西片江1、2丁目 南片江1～6丁目 東油山2、3丁目	終 日
重 点 地 域	重点時間帯
城西団地 別府1、2、4～7丁目 別府団地 茶山1、2、4～6丁目 金山団地 松山1、2丁目 七隈3丁目1番 鳥飼6、7丁目 梅林1～5丁目 神松寺2～3丁目 長尾1、3～5丁目 堤1、2丁目 堤団地 宝台団地 樋井川1～7丁目 東油山1丁目	終 日

※ 「自転車放置禁止区域」とは、福岡市が条例によって自転車を放置することを禁止している区域をいいます。

※ 本ガイドラインでの活動は令和7年11月1日から行います。